

2026（令和8）年度 事業計画

第1部 法人事業基本方針

物価の高騰や人件費の上昇は施設経営に大きな影響を及ぼしていますが、関係団体・個人のご支援と職員の努力により2024年度に引き続き2025年度も積み立て金の計上が見通せる状況となりました。

2026年度は手話施策推進法を研修センターの事業にどのように生かしていくのかが問われています。また、築41年になる施設の維持に必要な資金の確保は喫緊の課題です。今年度も、厚生労働省等の関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会等の関係団体と連携して、法人理念・行動指針、及び5カ年重点事業計画（2023年～2027年）を基に次の通り事業を進めます。

1. 手話事業の重点

- (1) 新規事業として、若年層の講師養成の促進を目的に、実際に講座での指導を行いながら学ぶ講師養成研修を実施します。
- (2) 若年層意思疎通支援従事者養成研修事業が、地域生活促進事業として実施されることに伴い、各地域の養成講座の実態を把握し、開講に向けての支援を行っていきます
- (3) 「第22回さがの映像祭」の実施とともに、映像制作等の知識、技術についてのワークショップを開催します。また、「京都さがの手話まつり」も設立当初の開催目的を再確認するとともに内容および開催時期を再検討して開催します。
- (4) 厚生労働省の改正「手話通訳者養成カリキュラム」に基づき、手話通訳者養成テキストの開発、編集について、全日本ろうあ連盟と協議を進めていきます。
- (5) 手話言語研究所では、標準手話研究部において司法分野、教育分野、通信・放送分野等における手話単語の研究を広げるとともに、手話の使い分けに関する検討に着手します。この他の研究部、委員会でも情報収集や学習会を積極的に行います。また、新しい手話の動画サイトのリニューアルを進めます。
- (6) 第21回全国手話検定試験については、定員を設けて申し込み者数10000人を目標に実施します。また、団体試験、インターネット試験についても各都道府県聴覚障害者協会や関係団体のご協力と公益財団法人一ツ橋総合財団の助成を得て円滑に実施します。
- (7) 手話総合資料室については、公益財団法人一ツ橋総合財団及び全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話、ろう運動、ろう教育等に関する貴重な資料をデータベース化し、ホームページで公開するなど総合資料館をめざして資料室の充実を図ります。
- (8) 障害者放送通信機構や近畿共同機構等の、他機関、他団体と連携して共同研修、共同事業に取り組みます。

2. 施設管理については、築41年となる現建物の改修計画を作成し、改修に必要な資金確保に努めます。また、施設管理を委託しているアイアンドエフ・ビルディング株式会社と2028年4月以降の委託契約について協議し、施設管理と施設運営が安定して行えるように努めます。

3. 障害福祉サービス事業は、17年に亘って培ってきた技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の効率的な運営に努め、とも職員の働く機会を増やし、賃金向上に努めます。そのため、業務を受託している機関や事業所に委託料の見直しを要請します。
4. 社会貢献事業は、亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」により、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
5. 「中央聴覚障害者情報提供施設」については、歴史的経緯を整理するとともに2025年度に引き続き全日本ろうあ連盟や全国聴覚障害者情報提供施設等の関係団体と「中央センター」や「中央聴覚障害者情報提供施設」の機能やあり方について意見交換します。
6. 定款に定められた従たる事務所について、実質的に機能できるよう準備を進めます。
7. 2026年度は次の財団から助成金を得て、自主事業を進めます。
 - (1) 三菱財団「デフリンピック資料の収集・保存・公開のプロジェクト」
 - (2) 赤い羽根福祉基金「在日外国人ろう者の意思疎通に起因する課題の発見と支援の在り方に関する調査研究事業」
 - (3) 日本財団「日本財団聴覚障害者海外奨学金」(予定)

第2部 福祉事業計画

第1章 各種研修事業

専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修を実施します。

第1節 委託事業

1. 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）

(1) 手話通訳者・手話通訳士現任研修カリキュラム・教材作成委員会

手話通訳者・手話通訳士のための効果的な研修プログラムについて、講義・実技の研修内容を検討し、教材作成を行います。

(2) 手話通訳士現任研修

自己学習と集団学習の場を提供します。講義、実技共にオンライン研修を主に一部対面形式も実施します。

第2節 自主事業

1. 各種研修会の開催

(1) 手話通訳士試験対策 Web 講座

2026年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研修として実施します。

(2) 手話通訳者現任研修

2026年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研

修を主に、一部対面形式も実施します。

(3) その他、必要に応じて研修および学習会などを開催

2. 聴覚障害や手話、手話通訳に関する学習支援ナレッジベース（知識や経験を整理したデータベース）の開発

これまでに作成してきた聴覚障害や手話、手話通訳に関するさまざまな講義資料や教材などの中から、可能なものについては一般公開していくためのナレッジベースの開発を検討します。

第3節 事業協力

(1) 自治体手話関係職員連絡会研修会

2025年度に引き続き、自治体手話関係職員連絡会が主催される研修会に協力します。

第2章 人材養成事業

手話通訳者等を養成する講師の質の向上をめざした研修を実施します。

第1節 委託事業

1. 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座（厚生労働省委託事業）

研修センターが編集・発行したテキストに基づき、実技編及び講義編の養成担当講師連続講座を開催します。

手話通訳者養成は、新しいカリキュラムに合わせて、Ⅰ・Ⅱを実施します。

- | | | | | |
|-----------|-------|--------|---------|----------|
| ①手話奉仕員養成 | (3か所) | 集合研修 | 二日間×5回+ | (WEB 講義) |
| ②手話通訳者養成Ⅰ | (1か所) | 集合研修 | 二日間×6回+ | (WEB 講義) |
| ③手話通訳者養成Ⅱ | (1か所) | 集合研修 | 二日間×6回+ | (WEB 講義) |
| ④手話奉仕員養成 | 講義編 | WEB 研修 | | |
| ⑤手話通訳者養成 | 講義編 | WEB 研修 | | |

2. 手話奉仕員講師リーダー養成研修事業

手話奉仕員養成講師のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

3. 【新規】若年手話通訳者講師リーダー養成研修事業

手話奉仕員及び手話通訳者の養成について、特に若年層の講師養成を促進するために、実際に講座での指導を行いながら学ぶ講師養成研修を新たに実施します。

第2節 自主事業

1. 手話通訳者全国統一試験

2026（令和8）年度は、各都道府県における試験の実施状況を把握します。

- (1) 「全国統一試験」試験委員会の開催
- (2) 「全国統一試験」の実施 実施日：2026年12月5日（土）
- (3) 『手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材26』の発行

2. 講師派遣及び研修の受託

地域主催で、手話奉仕員・手話通訳者養成講師研修を実施するところが増えてきています。どの地域においても円滑な講師養成ができるよう、講師派遣及び講師の紹介を行い、地域の講師養成を支援します。

3. 講師登録制度

手話奉仕員養成担当講師連続講座及び手話通訳者養成担当講師連続講座修了者等

を対象に講師登録制度の準備を進めます。

第3章 【新規】若年層の手話通訳者養成推進事業（厚生労働省委託事業）

2026年度より都道府県等において若年層意思疎通支援従事者養成研修事業が地域生活促進事業として実施されることに伴い、各地域の養成講座の実態を把握し、開講に向けての支援及び講座の実施についての支援を行っていきます。

1. 若年層の手話通訳者養成事業開催調整委員会の実施
2. 養成校ネットワーク会議の実施
3. 「手話で働く～手話を活かして働く人のための求人サイト～」の運用普及

第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及及び開発等に取り組みます。また、文化芸術活動の推進等に努めます。

第1節 さがの映像祭

第22回さがの映像祭の実施とともに、映像制作等の知識、技術についてのワークショップを開催します。

第2節 京都さがの手話まつり

設立当初の開催目的を再確認し、原点に立ち返ったうえで、地域に根差した取り組みとなるよう、内容および開催時期を再検討し、実施します。

第3節 施設見学事業

聴覚障害者協会・手話サークル等の施設見学をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会等の視察研修や修学旅行生等に対する講座、手話メイトによる観光名所案内等、希望に合わせた内容で実施します。

第4節 講師派遣

教育機関などに手話の啓発普及に向けた講師調整および講師の派遣を行います。

第5節 Let's手話 for キッズ普及

教育委員会や小学校で導入・普及しやすくなるよう、マニュアル・運用体制・サポート体制などソフト面の改善を進めます。

第6節 出版事業

出版書籍の注文受付・発送業務・在庫管理・増刷等をいたします。

『手話ってなんだろう?』等の啓発パンフレットを普及します。

第7節 手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムの普及

クラウドの維持・管理、カスタマー対応をし、手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムを普及します。

第5章 手話通訳者養成テキスト開発事業

厚生労働省の改正「手話通訳者養成カリキュラム」に基づき、手話通訳者養成テキストの開発、編集について、全日本ろうあ連盟と協議を進めていきます。

第6章 手話言語研究所

第1節 委託事業

1. 手話研究・普及等事業（厚生労働省委託事業）

（1）標準手話研究部

- ① 厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野等における手話単語の研究を広げます。
- ② 手話の使い分けに関する検討に着手し、手話使用者・手話指導者・手話通訳者の手話技術の向上を図ります。
- ③ 当事者団体や関係団体が実施する手話調査・研究・開発・普及事業については研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力します。
- ④ 標準手話研究部本委員会で標準手話 300 語の確定を目標とします。
 - ・本委員会を年4回実施します。（6～2月予定、うち1回は公開本委員会）
 - ・全国9班での班会議を年3～9回開催します。（4月～12月予定）
 - ・拡大本委員会を年1回実施します。（2月予定）
 - ・手話単語の確定にあたっては、「新しい手話の動画サイト」にてパブリックコメント募集を年4回実施します。
- ⑤ 本委員会で確定した手話単語の動画を「新しい手話の動画サイト」で公開するとともに、関係団体と連携し普及に努めます。
- ⑥ 「新しい手話の動画サイト」のリニューアルを進めます。
- ⑦ 標準手話研究部9班の班長からなる「手話言語使用調査ネットワーク」を充実させ、スムーズに研究活動を行えるようにします。
- ⑧ 「手話イラスト画像検索サイト」：研究所関係者の範囲で、インターネットで標準手話・地域の手話等を検索できるシステムの充実を目指します。

（2）外国手話研究部

- ① 世界各国の手話および国際手話の収集と研究に努めます。在日ろう外国人や各種財団等の招聘により来日する海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。（年2回予定）
- ② 得られた情報は、研究所サイト内「外国の手話（生活基本語彙・固有名詞）」や「海外のろう者へのインタビュー」で公開します。
- ③ 外国手話研究部の研究テーマは「日本手話語族関連」「来日ろう外国人の生活」を暫定とし関連する研究論文を集め学びます。研究部会を年4回開催します。
- ④ 『固有名詞手話ガイドブック』（仮称）の編集に向けて、各国の地名や人名に関する手話をとりまとめます。

（3）法律等の手話に関する検討委員会

関連する法律の条文を手話で翻訳した動画や解説動画を収録し、「手話で法律」サイトで公開します。

2025年度は、障害者権利条約第三次（約3分の1）および手話施策推進法の手話翻訳を目指します。

(4) 手話言語研究セミナー

手話言語・手話言語通訳・福祉・教育など各方面からの参加者で意見を交換し、手話言語の研究について理解を深めることを目的に、第25回手話言語研究セミナーを開催します。

(5) 手話言語研究所ウェブサイト

手話研究・普及事業ウェブサイトの管理およびコンテンツの充実を図ります。

2. 全国ろうあ者大会研究分科会「手話言語」(全日本ろうあ連盟委託事業)

「新しい手話検定(全国大会限定)&創作手話コンテスト」を引き続き実施します。

第2節 自主事業

1. 運営委員会

年4回程度実施し、手話研究・普及等事業の運営について協議を行います。
研究員集会を年1回開催します。(2月予定)

2. ろう教育研究部

「子どもと通じ合うための手話」をキーワードに研究を進め、研究成果を広くろう教育現場に還元する体制を整備します。

3. 出版事業

研究誌『手話・言語・コミュニケーション』(『手話コミュニケーション研究』改題) No.15を編集・発行します。バックナンバーを含め研究誌の普及を目指します。

4. 監修・原稿執筆、取材等の協力

(1) 全日本ろうあ連盟より依頼の『新しい手話』、『日本聴力障害新聞』、『季刊みみ』ほか刊行物の手話イラスト監修、動作文、解説文の執筆を行います。

(2) 民間団体その他より手話監修や取材等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

第3節 助成事業

1. デフリンピック資料の収集、保存、展示、普及のためのプロジェクト(三菱財団助成)

2024年10月から2026年9月までの2年事業です。東京2025デフリンピックの成果を伝えるパネルを作成します。

2. 在日外国人ろう者の意思疎通に起因する課題の発見と支援の在り方に関する調査研究事業(赤い羽根福祉基金助成)

2025年10月から2026年9月までの1年事業です。在日外国人ろう者を対象とした模擬日本語教室と意見交換会を実施します。

第3部 全国手話検定試験事業

第1節 第21回全国手話検定試験（全国の会場にて実施）

会場定員を設け、申込者数 10,000 人を目標に、下記の（1）～（3）の日程で実施します。

実施日程 2026（令和8）年

(1)	10月10日（土）	5級	午前10：00	～	午後12：30
		4級	午後2：00	～	午後4：30
(2)	10月11日（日）	3級	午前10：00	～	午後12：30
		2級	午後2：00	～	午後5：00
(3)	10月17日（土）	準1級	午前10：00	～	午後1：00
		1級	午後1：00	～	午後5：00

第2節 団体試験（別日程：10月を除く通年実施）

学校、行政、企業等の約 50 団体、1,500 人の受験申込者を目標に実施します。すでに実施した学校、行政、企業等に加え、例年どおり全国のろう学校（聴覚特別支援学校）へ案内します。

第3節 インターネット試験（2027年2月実施）

2026 年度で6回目を迎えたインターネット試験の申込者数は 1,460 人（対前年度比は、104.3%、1,400 人）でした。

2027 年 2 月に実施予定のインターネット試験では前年度に引き続き申込者数 1,500 人を目標に実施予定です。

第4節 「Let's手話 Web学習5級編および4級編」

インターネットを活用した5級および4級の学習ツール(web視聴、在宅学習教材)です。広報宣伝の強化を図り、集合研修とのパッケージ方式で売り込む等の工夫を加え、企業や行政機関を中心とした団体および個人の利用者層拡大に努めます。また、在宅でも学べる3級教材の制作準備を進め、受験者への学習支援ができるよう努めます。

第5節 受験者のための学習セミナー

受験者および手話学習者を対象とした地域での学習会支援に向けて学習教材を提供し、地域の協力を得てセミナーを実施します。

第6節 面接委員研修

全国手話検定試験を実施するために重要な役割を果たす面接委員を養成する研修です。2024 年度より研修受講料（登録、更新のための受講の費用）を無料としています。新規や現任の面接委員の受講がしやすい環境作りが課題です。Webを活用した利便性のある学習方法の提供を検討し、よりよい研修が実施できるよう努めます。

第7節 全国手話検定試験関係書籍の発行について

受験者、手話学習者および面接委員などの学習支援として『これで合格！2026 全国手話検定試験 DVD 付き 第20回全国手話検定試験解説集』編集作業を進めます。2026（令和8）年6月発行予定です。

また、出版元である中央法規出版（株）より購入者に提供されているWeb視聴版を引き続き提供予定です。

第8節 委員会、作業部会

事業を円滑に進めるために、委員会および作業部会を開催します。

また、6月の全国ろうあ者大会 in とやま にて説明会を実施予定です。

併せて試験の実施に協力いただく地域試験委員会の皆さまにご参加いただく説明会は、Zoom を活用して例年どおり8月に開催し、情報の共有、連携を図るとともによりよい試験運営ができるよう努めます。

第4部 障害者福祉サービス事業計画

第1章 事業目標

1. 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
2. これまで17年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の効率的な運営に努め、利用者（とも職員）の働く機会を増やし、賃金向上に努めます。また、安定した運営ができるように委託料の見直し等の取り組みに努めます。
3. 利用者（とも職員）の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。
4. 「特定指定相談支援事業所とも」の相談体制の確立、充実に努めます。

第2章 事業計画

第1節 法人からの委託事業

1. 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
2. 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

第2節 自主事業

1. アイアンドエフ・ビルディング株式会社からの委託業務
(1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルディング株式会社から、ホテルピナリオ嵯峨嵐山（コミュニティ嵯峨野）における施設内の清掃およびベッドメイキング業務を実施します。
2. サイバーライン株式会社との共同経営
2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」および「うどんダイニング凜」のサービス提供業務を実施します。
3. 清掃部門
ぶらり嵐山、京都府立視力障害者福祉センター、京都府庁（福利厚生センター及び別館）、京都市中京区役所、京都市左京合同福祉センター等の清掃業務を実施します。
4. 書籍管理部門
一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。
5. 物品販売・製作部門
(1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。
(2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベントへの出店、物品製作等に取り組みます。

(3) 京都奉製株式会社から依頼のある製品の作成を実施します。

6. 事務管理部門

(1) 利用者（とも職員）に配布する「サービス提供報告書」の作成業務を実施します。

(2) 「相談支援事業所とも」の事務補助業務を実施します。

(3) パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

第3節 障害者指定特定相談事業所の充実

障害者指定特定相談事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの委託内容を見直し、安定した収入が得られるように努めます。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に1995年に発足、2006年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

第5部 社会貢献事業計画

第1章 生活困窮者自立相談支援事業の実施（亀岡市委託事業）

1. 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人々（要保護者以外の生活困窮者）を対象とします。
2. 事業内容：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
 - (1) 自立相談支援に係る業務
 - ①生活困窮者の把握・相談受付
 - ②生活困窮者に対する訪問・同行支援
 - ③アセスメントとプラン（支援計画）の作成
 - ④支援調整会議の開催および調整
 - ⑤関係機関および社会資源の活用等
 - ⑥亀岡市重層的支援体制整備事業への参画
 - (2) 居住確保支援に係る業務
 - ①住居確保給付金に係る業務
 - (3) 就労支援に係る業務
 - (4) 亀岡市離職者緊急一時宿泊事業に係る業務
 - (5) 家計改善支援事業に係る業務
 - (6) その他
 - ①社会福祉協議会生活福祉資金等に係る相談業務（新型コロナ特例貸付フォローアップ相談・支援事業との連携を含む）
 - ②緊急食糧支援に係る業務

第6部 法人事業基盤の確立

第1章 法人事業推進体制の確立

職員の多様な働き方を支え、経営基盤の安定を図るため、関係団体との連携・交流を深め、事業の共同化等を推進する。また、法人事業の多様化やICTの普及など社会環境の変化に対応できる組織体制の確立を図ります。

第1節 就業規則・諸規程の見直し、整備

第2節 法人事業のPR強化

1. ホームページのタイムリーな情報発信やSNSの活用
2. 法人事業パンフレットのリニューアル
3. 福祉の研修情報ネットへ適宜情報アップ
4. 各研修会で研修センター事業の周知、イベントチラシ等の配付。
5. 9月23日「手話言語の国際デー」参画

第3節 パソコン・ネットワークの維持管理

研修センターで使用するパソコン及びネットワーク、事業に関するデータを記録・保管しているパソコンサーバー・クラウド・セキュリティ等について、社外のIT専門家と連携し、適切な運用を行い、データの安全管理を図ります。

第2章 コミュニティ嵯峨野施設管理

第1節 施設事業との連携および大規模修繕

2013年8月から施設管理委託契約を結んでいるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にして施設事業の経営安定に努め、社会福祉事業において必要な修繕を行う。

<2026年度大規模修繕予定 >

※金額は概算見積

(単位：円/税別)

①	高圧受電設備改修工事 (PAS 設置含)	7,535,000
②	誘導灯LED化	3,420,000
③	リモート制御盤モジュール修繕	2,900,000
④	自動ドア劣化	704,000
⑤	スタジオ排気ファン・排気窓	508,000
⑥	地下1階厨房給水管更新	1,254,000
⑦	コージェネ設備更新	5,800,000
⑧	エレベーター3号機更新	10,000,000
	合計	32,121,000

第2節 ギャラリーの活用

きこえない人、手話関係者および京都府市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援しギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害のある人の文化芸術活動を推進します。また、聴覚障害者支援施設の利用者の作品展示を呼びかけます。

第3節 書籍コーナー(1階)の販売促進

1. 商品陳列の管理
2. 新刊情報・売れ筋紹介等の掲示

第3章 公的助成金の確保

事業運営に必要な経費について、法人収支の改善を図るとともに、公的助成金・補助金等の財源確保に努めます。

第4章 備品・機器の整備と運用

必要な備品については、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1. 事務所業務における情報処理機器および周辺機器

第5章 職員の資質向上と健康管理

第1節 職員の質と知識の向上

1. 全職員対象の社内講演・研修
2. 外部研修会への参加促進
キャリアパス研修の受講、専門研修の受講、資格取得の奨励

第2節 職員の健康管理

1. 定期健康診断、頸肩腕腰痛検診、VDT 検診の実施。
2. ストレスチェック検診の実施
3. 衛生活動の推進（衛生委員会の開催および情報の提供、産業医の活用）

第6部 その他の受託事業

第1章 全国手話研修センター後援会事務の受託

第1節 会員関係事務

1. 後援会会計の適正執行
会費の納入管理及び経理規程を厳守した予算執行
前期監査、年間監査の実施
2. 会員証の発行

第2節 後援会の機関会議開催

1. 運営委員会、幹事会、三役会議の開催
2. 後援会役員と法人役員との懇談会の開催

第3節 広報

後援会ホームページの運営およびリーフレット普及、後援会活動のプレゼン資料活用

第2章 手話資料保存事業

手話総合資料室では、公益財団法人一ツ橋総合財団と全国手話研修センター後援会の支援を受け、きこえない人の生活、ろう教育、ろうあ運動、手話言語関連の書籍、雑誌、文書、動画など貴重な資料の収集を継続し、順次デジタル化したものを可能な範囲でWEBサイトに公開していきます。